



北労発基 0703 第 1 号  
令和 6 年 7 月 3 日

北海道地方最低賃金審議会

会長 亀野 淳 殿

北海道労働局長

三富 則江

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、北海道最低賃金（昭和 55 年北海道労働基準局最低賃金公示第 1 号）の改正決定に関して、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針 2024（同日閣議決定）に配意し、現下の最低賃金を取りまく状況を踏まえた貴会の調査審議をお願いする。